

# 自己探求学習プログラム実施事業業務委託 仕様書

## 1 委託業務名 自己探求学習プログラム実施事業業務委託

## 2 業務目的

VUCAの時代に生徒自らが自信をもって、自らを導いていくために、本プログラム（自己認識、自己発見プログラム）を通して美意識（自分の思い・自分の軸）の種を探し磨いていくとともに、非認知能力の育成を目的とする。

[プログラム実施後の生徒イメージ]

- (1) 自信が付き、自分の意見をより積極的に述べることができる
- (2) 自分の軸（信念・価値観）が見つかり、人生における選択・判断に迷わず行うことができる
- (3) 今後のキャリアなど迷いが生まれた際に、自ら内省することができる
- (4) 課題意識を持って先端技術を適切に活用できる

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 場 所 指定する県内の県立高校3校

[実施予定校] ※変更の場合あり

- (1) 大分県立日出総合高等学校  
住所：大分県速見郡日出町大字大神 1396 番地 43  
電話：0977-72-2855
- (2) 大分県立三重総合高等学校  
住所：大分県豊後大野市三重町秋葉 1010 番地  
電話：0974-22-5500
- (3) 大分県立宇佐産業科学高等学校  
住所：大分県宇佐市四日市 2 9 2  
電話：0978-32-0044

## 5 業務内容

- (1) 「自己認識・自己発見 学習プログラム」の実施
- (2) 本プログラム実施前後で生徒の変化について分析し報告すること
- (3) 上記(1)実施計画書（実施体制、実施スケジュール）を作成し、大分県教育委員会の担当者及び実施学校の教職員等との打合せを行うこと（事前及び定期ミーティングが必要）  
※打合せは原則として、上記4の業務場所にて実施（定期ミーティングはオンラインでも可）
- (4) 委託業務にかかる経理に関すること。
- (5) 委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県の指示すること。
- (7) その他、事業の運営に関して必要なこと。

## 6 業務詳細及び補足説明（自己認識・自己発見 学習プログラム）

○集中プログラム（県内1校：三重総合高等学校）

ア 目的：進路決定に向けて、集中して自己理解を深めること

- （・自己理解を深め自己肯定感を高めること
- ・他者とのコミュニケーション力の育成をすること
- ・自らの価値観と未来のビジョンを描き踏み出す力を育成すること）

イ 対象者：実施の学校が指定する学年（160名程度）

ウ 実施回数：年4回のワークショップ等

4クラス×4回×2h＝32時間

エ 実施の学年及び割り振りについては、実施校の要望に沿う展開にすること

○分散プログラム（県内2校：宇佐産業科学高等学校及び日出総合高等学校）

ア 目的：1～3年生の適切な時期に自己理解を深め、納得度の高い選択を促す

（1年生：自己理解（価値観）を深め、他者とのコミュニケーション力を育成すること

2年生：自己理解（感情・嗜好）を深め、自己肯定感を高めること

3年生：未来のビジョンを描き踏み出す力を育成すること）

イ 対象者

①実施学校の全学年12クラス（300名程度）の場合

1学年 4クラス×2h×2回＝16時間

2学年 4クラス×2h×2回＝16時間

3学年 4クラス×2h×1回＝8時間（合計40時間）

②実施学校が指定する6クラス（210名程度）の場合

1学年 2クラス×2h×4回＝16時間

2学年 2クラス×2h×3回＝12時間

3学年 2クラス×2h×1回＝4時間（合計32時間）

## 7 成果物（報告書）等

- ・事業実施報告書
- ・事業にて配布、使用した資料一式
- ・実施アンケート集約および分析結果

## 8 実施体制

管理責任者の配置

本業務の実施にあたり、管理責任者を1名配置すること。

## 9 業務の完了報告

業務完了後、令和9年3月31日までに、大分県教育庁高校教育課へ業務完了報告書及び上記7の成果物を提出すること。

## 10 個人情報の取り扱い

### (1) 機密保持

本業務の実施上、知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

### (2) 情報保護

個人情報の保護については、漏えい・滅失・毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後、個人情報を直ちに廃棄するとともに「機密情報・個人情報廃棄（消去）について」（別紙様式）を作成し、提出すること。

### (3) 情報管理

成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 11 その他の条件

専任の担当者を配置し、県とのミーティング等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。